

契約第 22 号

平成 28 年 2 月 24 日

水戸市建設業協同組合
理事長 秋山 進 様

水戸市長 高橋 靖



災害復旧事業に係る指名選定運用基準について（通知）

日頃より本市建設行政運営に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、本市においては甚大な被害を受け、現在に至るまで 5 年間余復旧工事等により都市機能回復に努めてきたところであります。復旧に際しましては、本市との防災に関する協定に基づき、多方面からの復旧活動に御協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、災害復旧事業については工事等早急な施工完成を求められており、その発注においても早急な事務手続きが求められることから、災害復旧事業に係る指名選定運用基準を設け工事等の早期発注に努めてきたところであります。

つきましては、平成 28 年度においても災害復旧工事を発注する見込みであり、標記運用基準の適用期間を平成 29 年 3 月 31 日まで延長し、復旧事業を進めてまいりますので、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

問合せ 水戸市財務部契約検査課

電話 029-224-1111

内線 351 337

FAX 029-228-2035

災害復旧事業に係る指名選定運用基準（水戸市）

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業を優先的かつ早期に実施するため、災害復旧工事に限り、入札及び契約関連事務の運用を実施する。

1. 競争入札について
契約予定金額1億円未満の災害復旧工事については「指名競争入札」とすることができる。
2. 工事の指名選定について（格付等級のある工事）
災害復旧工事の特性を考慮し、当該格付等級及び上位格付等級に属する有資格請負業者を指名することができる。
3. 特定建設工事共同企業体の構成について
特定建設工事共同企業体による入札は適用しない。
4. 指名推薦業者数について
契約予定金額に係る指名業者数を7社以上とする。
5. 現場代理人の兼務について
建設工事における現場代理人の兼務については、契約予定金額「1,000万円未満」としているものを「2,500万円未満」まで引上げる。
併せて、兼務できる範囲は災害復旧工事を対象として2件、通常工事を対象として1件、原則3件までとする。但し、復旧工事において、現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、複数の工事の現場代理人を兼務できる。
事務手続きについては、平成21年7月付け「現場代理人兼務の特記仕様書」による。
また、主任技術者の配置については、建設業法による。
6. 一般競争入札における1者入札参加について
災害復旧事業に係る一般競争入札については、1者入札参加中止を適用しない。
7. 適用時期
災害復旧工事を対象に平成23年7月20日から平成29年3月31日までに入札公告又は指名通知を行うもの。